

プロジェクト 収益認識

項目 【検討項目 3-1】注記事項を定めるにあたっての基本的な方針

本資料の目的

1. 本資料では、審議事項(3)-1 にお示ししている特に審議する項目（検討項目）のうち、「【検討項目 3-1】注記事項を定めるにあたっての基本的な方針」に対するコメントに関連して、開示目的に照らして重要性を判断する際の追加的なガイダンスについて検討することを目的としている。

問題の所在及び事務局の提案

2. 収益認識会計基準では、注記事項の開発にあたっての基本的な方針として、次の対応を行うこととしている（会計基準改正案第 101-6 項）。
 - (1) 包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを 20XX 年改正会計基準に含める。また、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を 20XX 年改正会計基準に含める。
 - (2) 企業の実態に応じて個々の注記事項の開示の要否を判断することを明確にし、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記しないことができることを明確にする。
3. ここで、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるために注記しないことができる項目には、定量的情報と定性的情報が含まれる。しかしながら、定量的情報については、その金額が相当程度僅少でない限り、注記しないと結論づけることが困難であり、実務において相当な負担が生じる可能性があるとの懸念が聞かれている。
4. 収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである（会計基準改正案第 80-4 項）。開示目的に照らして重要性が乏しいか否かの判断は、金額だけではなく情報の性質についても考慮して行う必要があるため、金額だけで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる。この旨、収益認識会計基準に追加することにより、前項の懸念が一定程度緩和されると考えられるがどうか。

5. この案を採用した場合に考えられる文案は、次のとおりである。

【収益認識会計基準 結論の背景】（項番号は仮番である。最終的に振りなおす可能性がある。下線は公開草案からの追加、~~取り消し線~~は公開草案からの削除を示す。）

80-4. 収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。

80-5. 前項の開示目的を達成するため、収益認識に関する注記として、次の項目を注記する。

- （1）収益の分解情報（第 80-10 項及び第 80-11 項参照）
- （2）収益を分解するための基礎となる情報（第 80-12 項から第 80-19 項参照）
- （3）当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報（第 80-20 項から第 80-24 項参照）

ただし、上記の項目に掲げている各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。

80-6. 収益認識に関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するのかを第 80-4 項の開示目的に照らして判断~~考慮~~する。重要性に乏しい詳細な情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより有用な情報が不明瞭とならないように、注記は集約又は分解する。

（２）収益認識に関する注記

（開示目的）

164. 本会計基準では、第 101-6 項の注記事項の開発にあたっての基本的な方針を踏まえて、顧客との契約から生じる収益に関する情報を注記するにあたっての包括的な定めを開示目的として示している（第 80-4 項参照）。この開示目的を達成するための収益認識に関する注記として、次の項目を示している（第 80-5 項参照）。

- (1) 収益の分解情報
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

165. 本会計基準では、IFRS 第 15 号で要求されている注記を本会計基準に取り入れるにあたり、IFRS 第 15 号において、個々の注記が設けられた意図を理解することがより有用であると考えた。前項に掲げる項目は、開示目的との関連、すなわち、どのように開示目的が達成されることが想定されるのかを踏まえて、IFRS 第 15 号の項目を再分類したものである。

そのうえで、開示目的を達成する方法として、IFRS 第 15 号を参考として前項の項目ごとに具体的な注記事項を定めているが（第 80-10 項から第 80-24 項参照）、IFRS 第 15 号の注記事項の取扱いと同様に、これらの注記事項は最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではない。特定の注記が財務諸表利用者の意思決定に影響を及ぼすか否かについては、契約の類型により異なると考えられる。必要な注記を検討するにあたっては、開示目的に照らして重要性を考慮すべきであると考えられるため、本会計基準では、重要性に乏しい情報の注記をしないことができることを明確にしている（第 80-5 項ただし書き参照）（『BC331』）。

165-2. なお、開示目的に照らして重要性が乏しいか否かの判断は、金額だけではなく情報の性質についても考慮して行う必要があるため、金額だけで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる。

ディスカッション・ポイント

開示目的に照らして判断する際の追加的な記載に関する事務局の提案についてご意見をいただきたい。

以 上

別紙 これまでの経緯及び聞かれた意見

これまでの経緯

1. 収益認識に関する注記事項について、残存履行義務の注記について、IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めることは非常に過多であり、一部の注記については企業の実務負荷に対する財務諸表利用者のメリットが乏しいと考えるため、同意しないとの意見が寄せられていた。
2. これに対して主に次の理由から、IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を収益認識会計基準に取り入れることを基本的な方針とするという公開草案の提案を引き継ぐことを提案した。
 - (1) 企業が開示目的に照らして開示項目を判断することを提案しており、すべての項目について注記することは想定されていない。
 - (2) IFRS 第 15 号で要求されている特定の注記事項に対し、すべての契約の類型について有用な情報を提供しないと判断されるものはないと考えられる。
 - (3) 開示目的に照らして有用な情報を提供する開示項目を判断することとし、会計基準の運用において有用性に乏しい情報を開示しないことが考えられる。

第 104 回收益認識専門委員会（2020 年 2 月 6 日開催）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）において寄せられた意見

（第 104 回收益認識専門委員会において寄せられた意見）

3. 事務局提案の考え方に同意する。ただし、IFRS 第 15 号のすべての注記項目を取り込んだ場合、結果として、実務においては全ての注記項目を開示することになってしまうことが懸念されると理解している。したがって、開示目的に照らして判断する旨を作成者及び監査人の双方に対して周知徹底していく必要があると考えられる。
4. 本会計基準が、国際的な事業展開・資金調達を行う上場企業のみならず、すべての上場企業、会社法上の大会社及び関係会社に影響が及ぶ点について、対象となる企業の考え方の違いをどのように整理するかが懸念であると考えられる。開示目的について、投資家と対話する可能性がほとんどない企業における重要性の判断の仕方など、現場の運用面で心配が生じることのないようにする必要があると考えられる。
5. 国際的な取引を行う大企業と、国内取引しか行っていない小さな公開企業あるいは

非公開企業との間で、開示要求事項を分けることについて、会計基準で対応を求めることは無理があり、むしろ開示に関する内閣府令等で対応をするものであると考えられる。

(第 425 回企業会計基準委員会において寄せられた意見)

6. IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めたうえで、開示目的に照らして判断していくという考え方について賛成する。そのうえで、会計基準の運用において有用性に乏しい情報を開示しないとすることが考えられるとされている点について、作成者としてはこの部分が大事であり、強調してほしいと考えているが、今後の周知徹底の方法として ASBJ はどのような動きやコメントのようなものを行っているのか確認したい。

以 上